

下関市立の小学校及び中学校の 適正な規模及び配置について

答 申

令和7年4月25日

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会

目 次

はじめに	1
1. 市立小中学校の現状について	2
(1) 児童生徒数と学校数の推移	
(2) 学校規模の現状	
2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方について	6
(1) 適正な規模の考え方	
(2) 適正な配置の考え方	
3. 適正規模・適正配置の具体的方策について	7
(1) 適正規模・適正配置の検討対象校・優先対象校	
(2) 適正規模・適正配置の手法	
4. 適正規模・適正配置の実施に関する事項について	9
(1) 適正化の実施手順	
(2) 適正化後の検証	
(3) 総合支所管内の適正化	
おわりに	15

【附属資料】

- ・ 諮問書
- ・ 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則
- ・ 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会名簿
- ・ 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会 審議経過

はじめに

下関市立の小学校及び中学校の適正規模及び適正配置については、平成21年5月に下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「第1期計画」という。）が策定され、下関市での市立小中学校の適正規模・適正配置の取組が本格的にスタートしました。

平成27年8月には、第2期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「第2期計画」という。）が、令和2年11月には、第3期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「第3期計画」という。）が策定されました。令和2年4月に角島小学校、阿川小学校、粟野小学校及び滝部小学校を統合し豊北小学校が開校、令和3年4月に豊田中小学校と西市小学校が統合、令和4年4月に王江小学校と名池小学校を統合し、名陵小学校となり、名陵中学校と合わせ施設分離型小中一貫教育校「名陵学園」を開校、令和6年4月には内日小学校と内日中学校による施設一体型小中一貫教育校「うつつい小中学校」が開校しました。

こうした中、第3期計画期間が令和6年度で終了するに当たり、新たに下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「第4期検討委員会」という。）が設置され、令和6年1月に、下関市教育委員会より市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方とこれに基づく具体的方策、実施に関する事項について諮問を受けました。

第4期検討委員会では、第3期計画における適正規模・適正配置の考え方を踏襲しつつ、よりよい教育環境の創出という観点から議論を行いました。また、小中一貫教育の在り方など、計3回にわたり慎重な審議を重ね、ここに答申を取りまとめました。

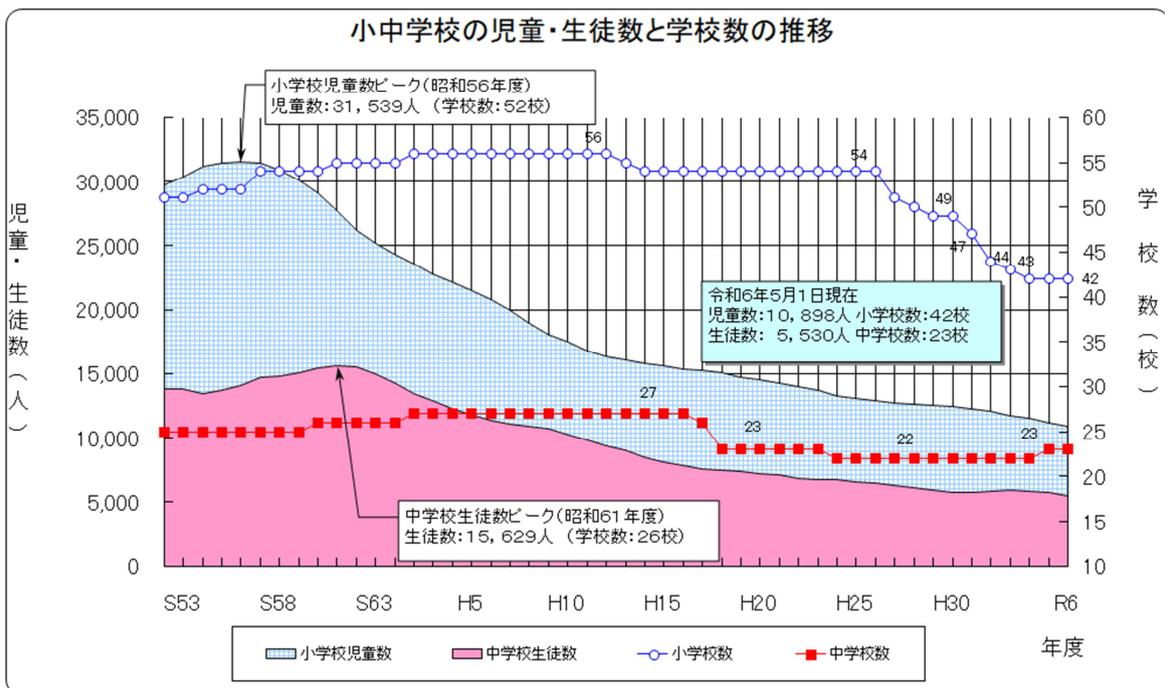
下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会

1. 市立小中学校の現状について

(1) 児童生徒数と学校数の推移

昭和52年以降の下関市の児童生徒数の推移をみると、小学校では昭和56年の児童数31,539人、中学校では昭和61年の生徒数15,629人をピークに減少の一途をたどり、令和6年5月1日現在では、児童数10,898人、生徒数5,530人となっている。これは、ピーク時と比較すると、児童数で34.6%、生徒数で35.4%という状況である。

今後の児童生徒数の見通しについては、引き続き減少が見込まれ、令和12年度には児童数8,615人、生徒数4,252人と推計される。



一方、学校数については、児童生徒数が増加から減少傾向へと転換した昭和50年代以降も、宅地開発等にもともなう旧下関市郊外の人口増加にあわせて分離新設が行われ、平成2年には小学校56校、中学校27校となった。

その後、平成17年の市町合併前後に、旧豊浦町、旧豊北町において少子化や校舎の老朽化を受けて小中学校の統廃合が実施されたことから、第1期の下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会が答申した平成20年3月時点で、小学校は54校、中学校は23校であった。

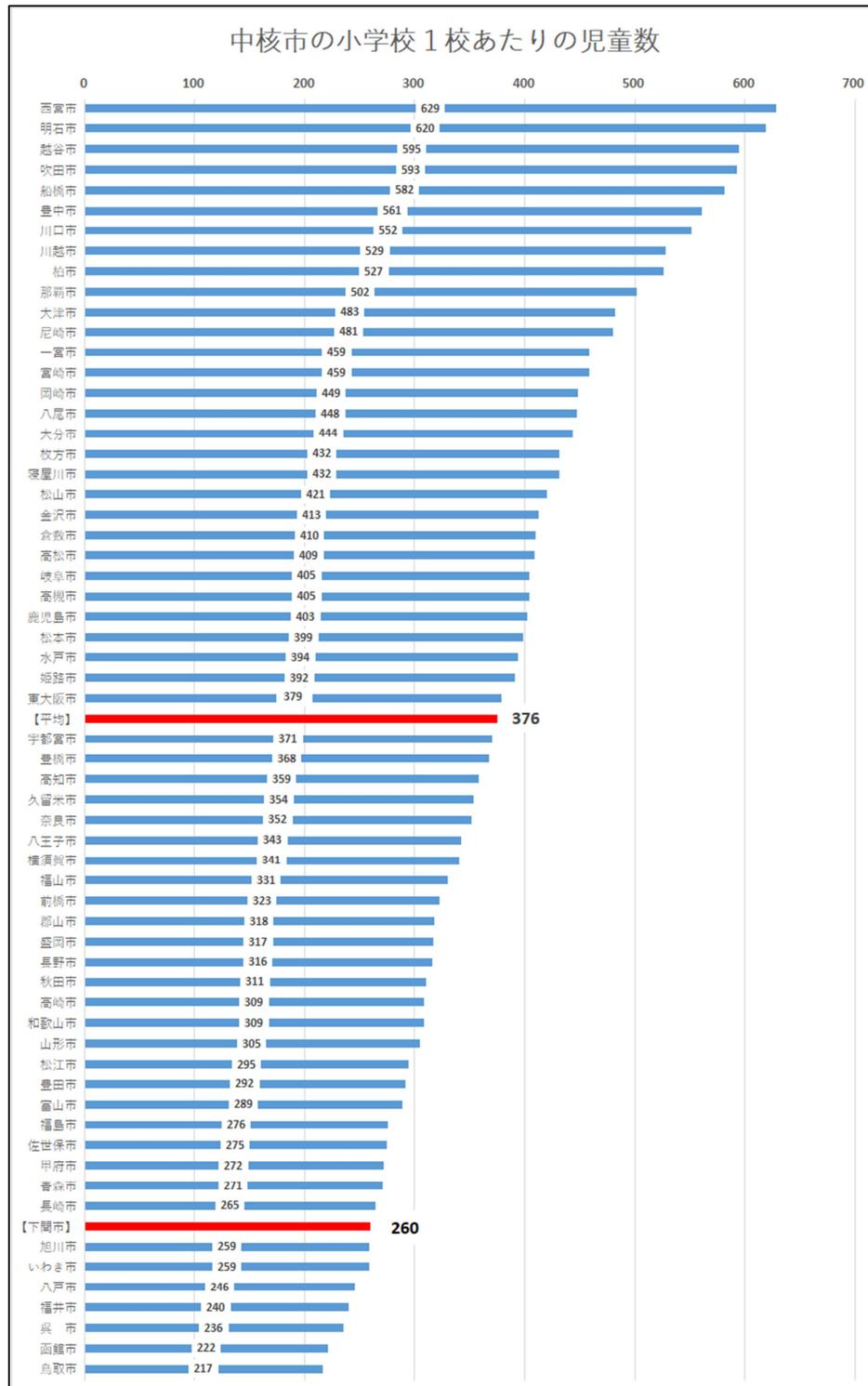
第3期計画を策定した令和2年11月時点では、小学校44校、中学校22校となり、令和6年4月1日現在は、小学校42校、中学校23校となっている。

(2) 学校規模の現状

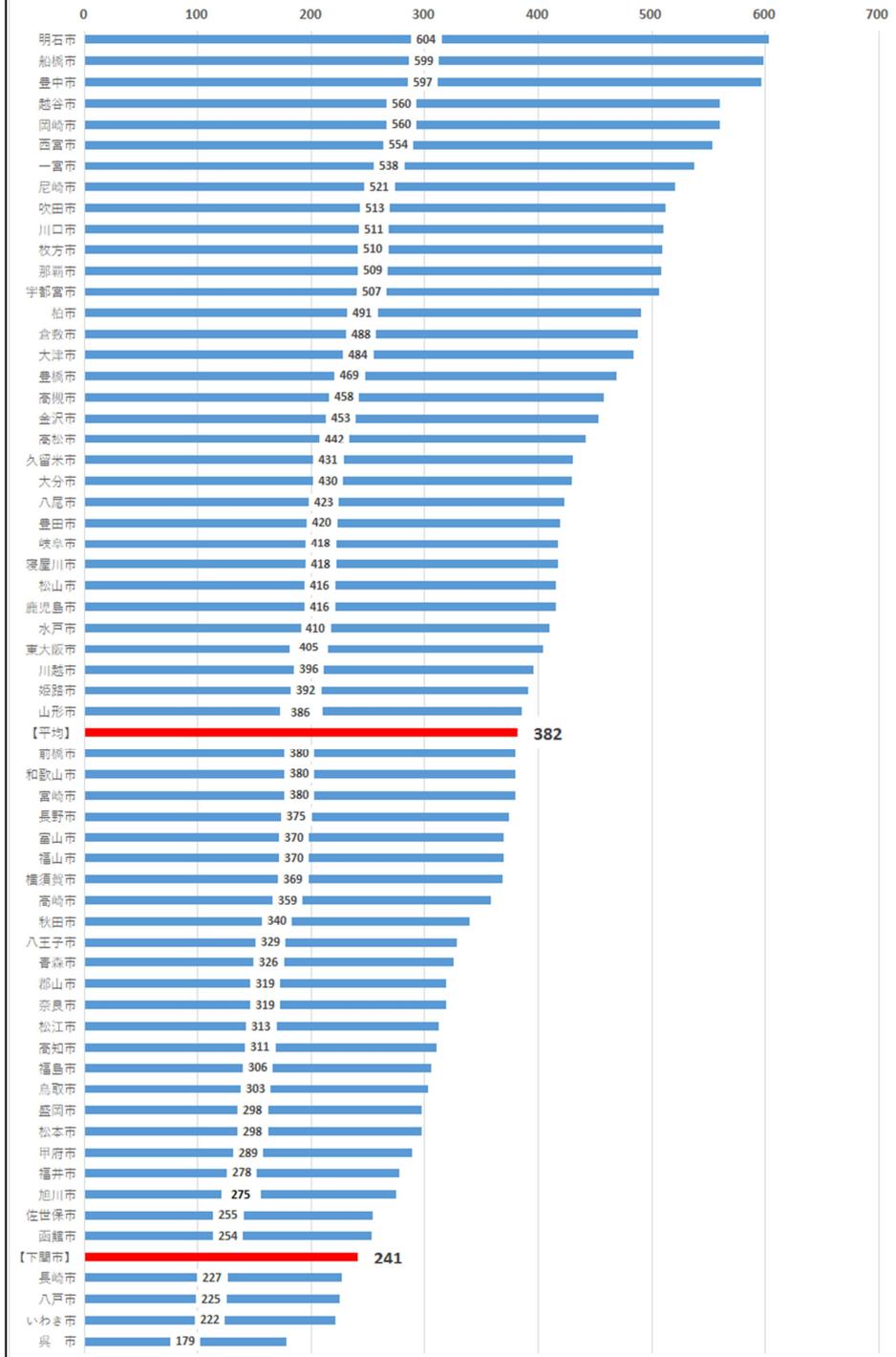
昭和52年以降の学級数は、ピーク時の小学校856学級、中学校385学級に対し、令和6年5月1日現在、小学校407学級、中学校183学級に減少している。こ

これは、ピーク時と比較すると、小学校で47.5%、中学校で48.3%という状況である。

また、1学校当たりの平均児童生徒数については、令和6年5月1日現在、小学校が260人、中学校が241人であり、中核市の中でも、学校の小規模化が顕著であると言わざるを得ない状況である。



中核市の中学校 1 校あたりの生徒数



※中核市教育要覧（令和 6 年 5 月 1 日現在）より

令和6年度 学級数別の学校数と児童・生徒数

令和6年5月1日現在

小 学 校 (35人学級)						学級数	中 学 校 (35人学級)							
学 校 名 (児 童 数)					校数		校数	学 校 名 (生 徒 数)						
						0	0	0						
						1	1	1	蓋井					
						1	2	1	内日					
豊田下	吉田	宇賀	室津	小串	5	3	3	吉見	豊田	木屋川				
(33)	(30)	(22)	(21)	(20)				(67)	(73)	(92)				
						4	4	4	豊北	豊洋	文洋	名陵		
						4	4	4	(100)	(103)	(111)	(112)		
						0	5	1	玄洋					
						10	6	2	向洋	菊川				
吉見	桜山	岡枝	養治	西市				(150)	(176)					
(151)	(134)	(128)	(106)	(91)										
豊東	角倉	王喜	豊北	誠意										
(187)	(160)	(156)	(155)	(155)										
						1	7	0						
						1	8	2	長成	夢が丘				
						1	9	0	(230)	(250)				
						1	9	0						
						2	10	2	彦島	垢田				
						2	10	2	(314)	(325)				
						1	11	1	日新					
						1	11	1	(307)					
						2	12	2	安岡	山の田				
						2	12	2	(362)	(395)				
						2	13	1	長府					
						2	13	1	(423)					
						3	14	0						
						2	15	0						
						0	16	0						
						0	17	2	勝山	東部				
						0	17	2	(549)	(591)				
						0	18	0						
						2	19	0						
						0	20	1	川中					
						0	20	1	(674)					
						0	21	0						
						1	22	0						
						0	23	0						
						1	24	0						
						1	25	0						
						0	26	0						
						1	27	0						
						0	28	0						
						0	29	0						
						0	30	0						
						42	計	23						
42校 407学級 10,898人									23校 183学級 5,530人					

※学級数は特別支援学級を除く。
 ※文洋中学校の分教室の学級数(3)を除く。

2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方について

(1) 適正な規模の考え方

【小学校】(全校学級数) 12学級～24学級

【中学校】(全校学級数) 12学級～24学級

- 小学校は、互いに学びあうことができ、人間関係が固定化しないよう、クラス替えができる規模の12学級以上を確保することが望ましい。
- 中学校は教科担任制であり、指導方法の工夫改善や校内研究体制の充実を図るために、教科ごとに教員を複数配置できる規模(12学級以上)を確保することが望ましい。
- 児童生徒と教員が互いを理解しやすく信頼関係を築くことができ、また、教室や施設等の利用が円滑に行えるよう、上限は国の示す適正規模の基準を参考とし、24学級までとする。

(2) 適正な配置の考え方

① 適正な配置について

- 学校位置や校区の決定に当たっては、児童生徒の通学における負担や安全等に配慮し、適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要がある。
また、統合により通学距離が長くなる小学校低学年の児童に対しては、徒歩以外の通学手段及びそれに係る通学補助を検討していく。
- 学校の配置については、全市的な視点から設置状況や地理的要因を考慮し、耐震化等の学校整備の状況を踏まえ、既存校舎を生かした教室数の確保等を検討していく。
なお、適正な配置が図れない場合には、校舎の新設についても検討していく。

② 適正配置の基準について

	(通学距離)	(通学所要時間)
【小学校】	おおむね4 km以内	おおむね1時間以内
【中学校】	おおむね6 km以内	おおむね1時間以内

- 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という距離の基準はおおよその目安として妥当であると考えられる。
- 通学時間としては、遠距離通学の場合に、公共交通機関やスクールバスなど、適切な交通手段が利用できることを前提として、おおむね1時間以内を目安とする。

3. 適正規模・適正配置の具体的方策について

(1) 適正規模・適正配置の検討対象校・優先対象校

【検討対象校】

分類	検討対象校	適正規模校	検討対象校
小学校	～11学級	12学級～24学級	25学級～
中学校			

【優先対象校】

分類	優先対象校
小学校	5学級以下
中学校	

- 令和12年度の推計で、適正規模の基準（12学級～24学級）に該当しない学校を「検討対象校」とする。
- 「検討対象校」のうち、複式学級の編成や教員の配置など、小規模校の特性が顕著となる5学級以下の学校を「優先対象校」とする。
- 第3期計画において、統合した「名陵学園」、「蓋井小中学校」、「うつい小中学校」及び「よしみ小中学校」については、優先対象校から除外する。

(2) 適正規模・適正配置の手法

◆学校統合◆

- 適正規模・適正配置を図っていくための手法としては、原則として、統合により適正規模化を図りつつ、必要に応じて校区の見直しを行う。

◆小中一貫教育校の設置◆

- 地域の状況等を踏まえて、小中一貫教育校が小規模校の学校運営上の課題の縮減に有効と判断した場合には、小中一貫教育校の設置を推進する。

学級数別の学校数と児童・生徒数(令和12年度 推計結果)

小 学 校 (35人学級)				学級数		中 学 校 (35人学級)								
学 校 名 (児 童 数)			校数	校数	学 校 名 (生 徒 数)									
			0	0	0									
			宇賀(7)	1	1	蓋井(1)								
			蓋井(3)	1	2	内日(12)								
豊田下(24)	吉田(20)	榑崎(16)	室津(14)	4	3	8	豊田(45)	吉見(52)	豊北(56)	豊洋(65)	木屋川(67)	文洋(69)	向洋(93)	玄洋(97)
			内日(33)	2	4	1	名陵(104)							
			西市(51)	2	5	0								
吉見(117)	豊東(107)	誠意(105)	桜山(104)	豊北(101)	岡枝(95)	養治(95)	本村(73)	3	菊川(135)	夢が丘(136)	長成(155)			
			角倉(159)	名陵(155)	王喜(125)	向井(125)	江浦(118)	13	6					
			堀田(192)	1	7	1	日新(203)							
			西山(192)	2	8	1	彦島(233)							
			小月(208)	2	9	1	堀田(243)							
			0	10	0									
			文開(285)	2	11	1	長府(347)							
			清末(316)	1	12	2	安岡(332)	山の田(347)						
			長府(377)	1	13	0								
			川中西(361)	1	14	0								
			0	15	3	3	東部(469)	川中(485)	勝山(506)					
適正規模校			山の田(434)	熊野(430)	王司(419)	3	16	0	適正規模校					
			0	17	0									
			一の宮(501)	1	18	0								
			0	19	0									
			豊浦(573)	1	20	0								
			安岡(674)	勝山(620)	2	21	0							
			川中(670)	1	22	0								
			0	23	0									
			0	24	0									
			0	25	0									
			0	26	0									
			0	27	0									
			0	28	0									
			0	29	0									
			0	30	0									
41校 366学級 8,615人			41	計	23	23校 153学級 4,252人								

(備考)

※児童生徒数は、令和6年5月1日現在の校区別人口や市立小学校の在籍児童数等を基に推計したものです。

※推計において、校区外通学による児童生徒数の変動は考慮していません。

※学級数は、特別支援学級を除いたものになります。

4. 適正規模・適正配置の実施に関する事項について

(1) 適正化の実施手順

- 優先対象校の校区の保護者や地域住民との意見交換等により、現在の学校の状況などを共有することで、学校統合（小中一貫教育校）への理解を深めていく。
- 保護者や学校運営協議会、地域等の代表者等との協議により、学校統合（統合校の位置、時期など）についての確認を得たのち、統合に向けた具体的な内容（校名、指定用品など）を決定していく。

(2) 適正化後の検証

- 適正化前後で児童生徒の教育環境、意識等にどのような変化が見られるかをアンケート等により確認し、学校運営や次期計画策定の参考とする。

(3) 総合支所管内の適正化

- 総合支所管内の学校については、適正配置の面から学校規模に関わらず各総合支所管内に少なくとも小中学校各1校は存続させる。また、適正規模化が困難な総合支所管内は、小中一貫教育校による適正化を図ることとする。

学校統合の組み合わせ

		対象校	小中一貫教育	学校位置※1
旧下関市中心部	①	文洋中 向洋中		旧神田小学校 (西神田町5-1)
	②	関西小 桜山小		桜山小
	③	本村小 西山小 玄洋中	○	玄洋中
旧下関市 周辺部	④	吉田小 王喜小 木屋川中	○	王喜小 木屋川中
総合支所管内	⑤	檜崎小 岡枝小		岡枝小
	⑥	豊田下小 西市小 豊田中	○	西市小 豊田中
	⑦	室津小 誠意小 豊洋中	○	誠意小 豊洋中
	⑧	宇賀小 小串小 川棚小		川棚小
	⑨	豊北小 豊北中	○	豊北中

(備考)

※1 学校位置は、統合前の学校名による位置のみを示したものです(校名は統合前の名称)。

令和12年度推計に基づく地域別優先対象校及び検討対象校

小 学 校						中 学 校						
総合支所管内				旧下関市 周辺部	旧下関市 中心部	学 級 数	旧下関市 中心部	旧下関市 周辺部	総合支所管内			
豊北	豊浦	豊田	菊川						菊川	豊田	豊浦	豊北
	宇賀					1		蓋井				
				蓋井		2		内日				
	室津	豊田下	檜崎	吉田		3	向洋 文洋 玄洋	吉見 木屋川		豊田	豊浦	豊北
	小串			内日		4	名陵					
		西市			関西	5						
豊北	誠意		豊東 岡枝	吉見 王喜	養治 名陵 桜山 本村 江浦 角倉 向井	6		長成	菊川		夢が丘	
				垢田		7	日新					
					向山 西山	8		彦島				
	川棚			小月		9		垢田				
						10						
					文関 生野	11		長府				

※網掛けの範囲が優先対象校。

《組み合わせ》

現 状		第 3 期計画の 適正化モデル		第 4 期検討委員会	
小学校	中学校	小学校(学級数 ^{※2})	中学校(学級数 ^{※2})	小学校(学級数 ^{※3})	中学校(学級数 ^{※3})
養治 文関	日新	文関(13) 養治(6)	日新(10)	文関(11) 養治(6)	日新(7)
名陵	名陵	統合 名池(6) 王江(6)	小中一貫 教育 名陵(4)	【名陵学園】 名陵(6)	名陵(4)
桜山 関西 向山	文洋 向洋	統合 桜山(6) 関西(6) 向山(12)	小中一貫 教育 文洋(5) 向洋(6)	統合 桜山(6) 関西(5) 向山(8)	統合 文洋(3) 向洋(3)
西山 本村	玄洋	統合 西山(8) 本村(6)	小中一貫 教育 玄洋(5)	統合 西山(8) 本村(6)	小中一貫 教育 玄洋(3)
生野 山の田	山の田	生野(12) 山の田(17)	山の田(13)	生野(11) 山の田(16)	山の田(12)
江浦 角倉 向井	彦島	江浦(8) 角倉(8) 向井(9)	彦島(9)	江浦(6) 角倉(6) 向井(6)	彦島(8)

※学校位置は旧神田小学校

※学校位置は旧神田小学校

※1 は、統合後の学校位置を示す。

※2 第 3 期計画の学級数は、令和元年 5 月 1 日現在の未就学児童数をもとにした令和 7 年度の推計値であり、学校名の下線は、令和 7 年度推計で優先対象校に該当することを示す。

※3 第 4 期検討委員会の学級数は、令和 6 年 5 月 1 日現在の未就学児童数をもとにした令和 12 年度の推計値であり、学校名の下線は、令和 12 年度推計で優先対象校に該当することを示す。

《組み合わせ》

現 状		第3期計画の 適正化モデル		第4期検討委員会	
小学校	中学校	小学校(学級数 ^{※2})	中学校(学級数 ^{※2})	小学校(学級数 ^{※3})	中学校(学級数 ^{※3})
内日	内日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 内日(3) 小中一貫教育 内日(2) </div>		【うつい小中学校】 内日(4) ----- 内日(2)	
勝山	勝山	勝山(20)	勝山(18)	勝山(21)	勝山(15)
一の宮		一の宮(20)		一の宮(18)	
吉見	吉見	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 統合 吉見(6) 小中一貫教育 吉見(3) </div>		【よしみ小中学校】 吉見(6) ----- 吉見(3)	
蓋井	蓋井	蓋井(2)-----		【蓋井小中学校】 蓋井(2) ----- 蓋井(1)	
王喜	木屋川	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 統合 王喜(6) 小中一貫教育 木屋川(3) </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 統合 王喜(6) 小中一貫教育 木屋川(3) </div>	
吉田		吉田(4)		吉田(3)	
長府	長成	長府(18)	長成(7)	長府(13)	長成(6)
豊浦	長府	豊浦(24)	長府(15)	豊浦(20)	長府(11)
王司	東部	王司(16)	東部(17)	王司(16)	東部(15)
清末		清末(17)		清末(12)	
小月		小月(12)		小月(9)	
垢田	垢田	垢田(12)	垢田(11)	垢田(7)	垢田(9)
川中西		川中西(17)		川中西(14)	
川中	川中	川中(27)	川中(20)	川中(22)	川中(15)
熊野		熊野(20)		熊野(16)	
安岡	安岡	安岡(21)	安岡(12)	安岡(21)	安岡(12)

※1 は、統合後の学校位置を示す。

※2 第3期計画の学級数は、令和元年5月1日現在の未就学児童数をもとにした令和7年度の推計値であり、学校名の下線は、令和7年度推計で優先対象校に該当することを示す。

※3 第4期検討委員会の学級数は、令和6年5月1日現在の未就学児童数をもとにした令和12年度の推計値であり、学校名の下線は、令和12年度推計で優先対象校に該当することを示す。

《組み合わせ》

現 状		第 3 期計画の 適正化モデル		第 4 期検討委員会	
小学校	中学校	小学校 (学級数 ^{※2})	中学校 (学級数 ^{※2})	小学校 (学級数 ^{※3})	中学校 (学級数 ^{※3})
<p>【菊川地区】</p> <p>岡枝 ----- 菊川</p> <p>檜崎 -----</p> <p>豊東 -----</p> <p>【豊田地区】</p> <p>西市 ----- 豊田</p> <p>豊田下 -----</p> <p>【豊浦地区】</p> <p>誠意 ----- 豊洋</p> <p>室津 -----</p> <p>川棚 ----- 夢が丘</p> <p>小串 -----</p> <p>宇賀 -----</p> <p>【豊北地区】</p> <p>豊北 ----- 豊北</p>		<p>【菊川地区】</p> <p>統合 岡枝 (6)</p> <p>檜崎 (3)</p> <p>豊東 (6)</p> <p>菊川 (6)</p> <p>【豊田地区】</p> <p>統合 西市 (6)</p> <p>豊田中 (3)</p> <p>豊田下 (4)</p> <p>小中一貫 豊田 (3)</p> <p>教育 一貫</p> <p>【豊浦地区】</p> <p>統合 誠意 (7)</p> <p>室津 (3)</p> <p>小中一貫 豊洋 (3)</p> <p>教育 一貫</p> <p>川棚 (11)</p> <p>小串 (4)</p> <p>宇賀 (3)</p> <p>夢が丘 (8)</p> <p>【豊北地区】</p> <p>豊北 (6)</p> <p>小中一貫 豊北 (4)</p> <p>教育 一貫</p>		<p>【菊川地区】</p> <p>統合 岡枝 (6)</p> <p>檜崎 (3)</p> <p>豊東 (6)</p> <p>菊川 (6)</p> <p>【豊田地区】</p> <p>統合 西市 (5)</p> <p>豊田下 (3)</p> <p>小中一貫 豊田 (3)</p> <p>教育 一貫</p> <p>【豊浦地区】</p> <p>統合 誠意 (6)</p> <p>室津 (3)</p> <p>小中一貫 豊洋 (3)</p> <p>教育 一貫</p> <p>川棚 (9)</p> <p>小串 (4)</p> <p>宇賀 (1)</p> <p>夢が丘 (6)</p> <p>【豊北地区】</p> <p>豊北 (6)</p> <p>小中一貫 豊北 (3)</p> <p>教育 一貫</p>	

※1 は、統合後の学校位置を示す。

※2 第 3 期計画の学級数は、令和元年 5 月 1 日現在の未就学児童数をもとにした令和 7 年度の推計値であり、学校名の下線は、令和 7 年度推計で優先対象校に該当することを示す。

※3 第 4 期検討委員会の学級数は、令和 6 年 5 月 1 日現在の未就学児童数をもとにした令和 12 年度の推計値であり、学校名の下線は、令和 12 年度推計で優先対象校に該当することを示す。

おわりに

少子化に伴って学校が小規模化する中、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持向上を図り、子どもたちの生き抜く力を育むことができる教育環境を実現すること、これが、市立小中学校の適正規模・適正配置の目的であり、私たちの願いでもあります。

学校は、教育の場であるとともに、長い歴史の中で、地域とのつながりを深め、地域の拠点として幅広い役割を担っています。また、下関市では、地域とともにある学校を目指し、コミュニティ・スクールが推進され、地域ぐるみで子どもたちを育てる取組が広がっており、第3期計画期間には、コミュニティ・スクールによる地域性を生かした小中一貫教育校の「名陵学園」、「蓋井小中学校」、「うつい小中学校」及び「よしみ小中学校」が開校しています。

第4期検討委員会では、これまでの取組の状況把握と評価に加え、児童生徒数の将来推計を基に、多角的な観点から議論を重ねてきました。その中で、適正な集団規模を確保する方策としての学校統合については、一定の成果を挙げたものの、様々な地域の実情等から計画の通りには進まない状況があることが分かってきました。そういった状況を踏まえ、小学校における複式学級の解消を最優先することや適正規模化が困難な地域では小中一貫教育校により小規模校のデメリットを縮減することを提言に加えることとしました。

また、少子化の進展に伴い学校の小規模化が一層進むと予想されることから、中長期的な視点で、校舎の新增設も含めて市全体で検討することが、適正規模・適正配置の取組における今日的重要な課題であると考えています。

第5期以降の計画については、下関市における、これまでの学校統合や小中一貫教育校の成果の検証に基づき、検討していくことが望まれます。

今後、本答申を契機に、よりよい教育環境の実現のために、保護者、地域住民、行政が一体となって話し合い、知恵を出し合い、相互理解を深め、適正規模・適正配置の取組が進められていくことを切に願います。

〔 資 料 〕

下 教 政 第 6 2 号

令和6年(2024年)1月30日

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会長 様

下関市教育委員会

下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について（諮問）

本市では、少子化の進行等により小中学校の児童生徒数が減少する中、学校が小規模化し、教育上又は学校運営上の様々な課題が生じております。教育委員会では、これらの課題を解決するため平成21年度に下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（第1期）を策定、令和2年度には第3期計画を策定し、市立小中学校の適正規模・適正配置の取組を進めてまいりました。

第3期計画の計画期間においては、令和3年度に西市小と豊田中小を統合、令和4年度は王江小と名地小を統合し、名陵小と名陵中による小中一貫教育校を開校してきたところですが、現行の計画は令和6年度末をもってその期間を終えます。

よりよい教育環境を創出するためには、引き続き適正規模・適正配置の取組を推進することが重要であります。一方、現在の取組における課題を踏まえながら、第4期計画を策定する必要があります。

つきましては、第4期計画の策定にあたり、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. 市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
2. 市立小中学校の適正規模・適正配置の具体的な方策について
3. 市立小中学校の適正規模・適正配置の実施に関する事項について

以 上

○下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則

平成31年3月29日

教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）第3条の規定に基づき、下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 保護者
- (4) 下関市連合自治会の役員
- (5) 公募に応募した市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、諮問に係る答申をした日をもって終了するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、教育長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿

令和7年3月25日現在

区分	氏名	公職等
学識経験者	◎ 静屋 智	国立大学法人 山口大学教授
	天野 かおり	公立大学法人 下関市立大学准教授
	森田 紀子	社会福祉法人 松美会 しおかぜの里こども園 園長
関係教育機関の 職員	藤永 雅宏	下関市立山の田中学校長
	上野 美枝	下関市立生野小学校長
	宮崎 元気	下関市立川中中学校教諭
	原田 真紀	下関市立名陵小学校教諭
保護者	○ 池田 大造	下関市中学校 P T A 連合会長 (長府中学校 PTA 会長)
	上岡 亜紀夫	下関市小学校 P T A 連合会長 (西山小学校 PTA 会長)
	肌野 舞子	下関市幼稚園 P T A 連合会理事 (清末幼稚園 PTA 会長)
下関市連合自治会の 役員	酒井 能具	下関市連合自治会副会長
公募に応募した 市民	佐々木 義徳	
	岡住 建郎	

※「◎」は会長、「○」は副会長

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会 審議経過

回数	開催日	内容
第1回	令和6年1月30日	(1) 市立小中学校の現状と現行計画の進捗状況について
第2回	令和6年7月8日	<p>(1) 適正規模・適正配置の基本的な考え方について</p> <p>①適正規模の考え方（適正規模の基準）</p> <p>②適正配置の考え方（適正配置の基準）</p> <p>(2) 適正規模・適正配置の具体的な方策について</p> <p>①検討対象校と優先対象校</p> <p>②適正化の手法（適正規模・適正配置）</p> <p>(3) 適正規模・適正配置の実施に関する事項について</p> <p>①学校統合</p> <p>②小中一貫教育校</p> <p>③小規模校の取り組み</p>
第3回	令和7年3月25日	(1) 検討委員会答申骨子について